

令和5年度 家庭的保育事業等指導監査結果

加古川市は、令和5年度に市内の家庭的保育事業等24事業所(令和5年4月1日現在)の指導監査を行いました。その結果、是正又は改善を要する事項(指摘事項)として見受けられた点を記載しておりますので、今後の園運営の参考としてください。

指導監査実施状況一覧

実施対象事業所数	文書指摘	(文書指摘内訳)	口頭指摘	(口頭指摘内訳)
小規模保育事業(A型) 18事業所	7事業所	認可基準 5件 その他 2件	0事業所	—
事業所内保育事業(小規模型) 6事業所	7件		0件	

※文書指摘・・・法令若しくは通知(以下「法令等」という。)に対する違反(軽微なものを除く。)がある事項又は前年度の口頭指摘事項に対して改善のための必要な措置が講じられていない事項

口頭指摘・・・法令等に対する違反であって軽微なものがある事項

指導監査実施期間

令和5年6月8日～令和5年7月20日

令和5年度の重点事項

- (1)安全計画について
- (2)不適切な保育について
- (3)会計について

主な指摘事項

■安全計画について

指摘事項なし。

■不適切な保育について

指摘事項なし。

■会計について

指摘事項なし。

■認可基準について

- ・消火訓練を実施した記録がなかった。避難及び消火訓練は毎月1回以上実施し、その記録を残すこと。

■その他

- ・運営規程で定める開所時間の通り開所していないため、開所すること。また、この場合において、1名以上の保育士を配置すること。
- ・保育施設は原則開所であるが、大雨警報が発令された日に開所していなかった。保育施設は原則開所し、保育が必要な子どもに保育を提供すること。